



質問1

当医院では、患者の紹介等でお世話になった医師、健康診断の依頼のあった企業などに、お中元、お歳暮を贈っています。また当医院勤務の看護師に、時には徹夜仕事もいとわず働いてくれることへのねぎらいの意味を込めて、お歳暮として賞与以外に数万円程度の商品券を贈っています。

このお中元、お歳暮の税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか。

回答

患者の紹介等でお世話になっている医師および健康診断の依頼のあった企業への中元・歳暮の贈答は、事業主の業務遂行上直接必要な部分の金額と認められ、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

また従業員である看護師に対する商品券の贈答については、労務の対価としての性質が強いものであるようなので、従業員に対する（現物）給与として必要経費に算入することができるものと考えられます。

(1) 取引先等に対する中元・歳暮費用

取引先等に対する中元・歳暮の贈答に係る費用については、そのうち事業主の業務の遂行上必要な部分の金額は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

ご質問の場合において、お中元とお歳暮を贈答したのは、患者の紹介等でお世話になっている医師および健康診断の依頼のあった企業ということですので、事業主の業務に密接な関係を有する相手先であると考えられます。

しかも、当該支出の目的が、これらの相手先との円滑または、取引上有利な人間関係の構築にあるのであれば、必要経費に算入することができるものと考えられます。

ただし、これらの相手先に対する贈答であっても、それが事業主の家事上のための支出ということであれば、必要経費に算入することはできません。

(2) 従業員に対する中元・歳暮費用

ご質問の場合では、当医院の従業員（看護師）には、時には徹夜仕事もいとわず働いてくれることへのねぎらいの意味を込めて、お歳暮として賞与以外に数万円程度の商品券を贈っているようです。

この商品券の贈答が、従業員の労務の対価であるということであれば、それは現物給与ということになり、必要経費に算入することができるものと考えられます。

このように雇用関係等に基づいて使用者から支給されるものは原則として給与所得となりますので、事業主としては当該商品券の贈答に際して、源泉徴収義務者として源泉徴収の事務が発生することになると考えられますので注意が必要です。

またこの贈答が、従業員からいただいたお中元やお歳暮への単なる儀礼的な返礼にすぎないということであれば、そのための支出は事業主の家事上の支出ということになりますので、必要経費に算入することはできません。

なお、事業主が家事上の支出として贈答した商品券を従業員が受領した場合には、その金額が支出を受ける者の地位等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、従業員に課税関係は生じません。